

上下中学校 生徒指導規程

府中市立上下中学校

第1章 総則（目的）

第1条

この規程は、本校の学校教育目標を達成し、すべての生徒が安心して安全で充実した学校生活を送ることができるよう、指導に必要な事項を定めるものである。また、生徒が将来にわたって社会の一員として規則を守る大切さを学び、自分を律する心や態度を養うためのものである。

第2章 学校生活に関すること

第1条 登下校

(1) 指定された通学路を守って通学し、登下校の時刻を守る。

【登校時刻】 8時10分 *学校が許可した特別な場合を除き、7時15分より早く登校しない。

【下校時刻】 17時30分（夏季：3月～10月）

17時00分（冬季：11月～2月）

(2) 欠席・遅刻・早退の場合は、保護者から学校へ8時10分までに連絡をする。

(3) 学校が定める制服を正しく着用して登下校する。

(4) 買い食いは禁止する。

(5) 途中、お店等に立ち寄らない。

(6) 自転車通学について

① 自転車通学は希望制とし、自転車通学届けを提出する。自転車点検を受け、交通ルールやマナーを正しく守る意志のある者について1年間の自転車通学を許可する。（休日・夏休み・冬休み・春休み中の学校活動も同様とする。）

② マウンテンバイクやロードバイク、変形ハンドルの自転車に乗り用しての通学は許可しない。

③ 自転車乗用中のヘルメット着用、交通ルールやマナーなどを守る。

*自転車乗用中には、サドルにまたがった状態、ペダルに片足を掛けての走行も含まれます。

④ 学校敷地内や校門前の踏切より校舎側、踏切前の横断歩道では、自転車に乗らない。

【指導・対応】第1条（6）について

●交通ルールやマナーを守れない場合、次のような指導を行う。

1回目／年…反省文，保護者連絡，奉仕活動（1日），生徒面接（担任・生徒指導主事）

2回目／年…1週間停止，反省文，保護者連絡，奉仕活動（3日），生徒面接（担任・生徒指導主事）

3回目／年…1か月間停止，反省文，保護者連絡，奉仕活動（5日）

生徒保護者面接（担任・生徒指導主事・管理職）

4回目／年…年度内停止，反省文，保護者連絡，奉仕活動（5日）

生徒保護者面接（担任・生徒指導主事・管理職）

*命に係わることです。指導には、ご理解とご協力をお願いします。

第2条 服装

華美にならないこと。ボタンなど規定に定められていないものは、一般社会常識に照らして学校が判断する。

*体型や怪我・病気などの事情により規程を守ることが難しい場合は、学級担任を通して学校に相談する。

(1) 制服に関すること

学生服	<ul style="list-style-type: none">標準学生服（カンコー KN7601, FZ1890）校章は右襟，学年組章は左襟に付ける。 *夏季は名札と共に台布にまとめ、シャツ左胸に付ける。標準学生ズボンを着用する。 *極端に長かったり短かったりしない各制服の下は白カッターシャツまたは白半袖カッターシャツとする。シャツの裾はズボンの外に出さない。名札は左胸部に付ける。ベルトは黒か茶のベルトを着用する。
ブレザー	<ul style="list-style-type: none">学校指定の制服を着用する。学校指定のスカートを着用する。 *丈は日常の着こなして直立した際に、膝が隠れる長さとする。制服の下は白ブラウスで、丸襟の半袖または長袖に棒ネクタイとする。ブラウスの裾はスカートの外に出さない。台布の下段右側に校章，左側に学年組章を付ける。名札は台布上部に付ける。紺色の棒ネクタイを着用する。

防寒着 体操服	<ul style="list-style-type: none"> 学校指定の体操服を着用する。 (半袖丸首シャツ・青のハーフパンツ, 冬季は長袖長ズボン) 学校指定または部活動でそろえた防寒着とし, 通学・部活動等に着用してよい。その他行事, 体育等でも必要に応じて着用を許可する。 担任、教科担任に申し出ること、授業中や休憩中にウインドブレーカーや部活動でそろえた防寒着を着て活動してもよいことにする。 手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳当てなどは校舎内で着用しない。 セーターやベストなどを制服の下に着用してもよいが, 色は黒, 紺, 茶, グレーとし, 裾や袖を制服から出さない。 	
下履物	<ul style="list-style-type: none"> 通学靴は白色の指定靴とする。 上履きは学校指定のスリッパとする。 衛生管理のために, 肌着は必ず着用する。その際, 肌着は無地のものを着用すること。 肌着を着用する際は制服や体操服からはみ出ることが無いようにすること。 靴下は白, 黒, 紺とし, くるぶし丈のものやルーズソックスは禁止する。 (ワンポイントの刺繍やマークのついたものは可) スカートの生徒がストッキングやタイツの着用を希望する場合, 黒もしくはベージュ色で無地のものは着用してもよい。 	
その他 頭髪	<p>～共通～</p> <ul style="list-style-type: none"> 清潔で自然な髪形を基本とする。 染色や脱色, パーマは禁止する。 整髪料の使用は禁止する。 一部を極端に短く刈り込んだり, 伸ばしたりするような髪形は禁止とする。 <p style="text-align: right;">*ツーブロックやソフトモヒカン, 剃り込み, アシンメトリー (左右非対称) 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 前髪は通常の状態眉毛に掛からない長さとする。 	
	<p>～男子～</p> <ul style="list-style-type: none"> 横髪は耳にかからない, 後ろ髪はカッターシャツの襟にかからない長さとする。 	<p>～女子～</p> <ul style="list-style-type: none"> 後ろ髪が肩にかかる場合は, 黒か紺のゴムで耳のラインより下で括る (2 つまで)。その際に前髪両端を長く下ろさないようにする。 前髪, 横髪はピンでとめてもよいが, 顔が見えるように固定すること。(2 つまで) 三つ編みを含めた編み込みは禁止とする。
<ul style="list-style-type: none"> 通学靴は学校指定の靴とする。 化粧・装飾品は禁止とする。 		

制服等の衣替えは個人の判断で着用する。※行事, 式典の際は指定する。

*極端な服装や頭髪違反に対しては, その場で正すことができなければ, 特別な指導に入る。(下記の指導・対応を参考にする)

<p>【指導・対応】第2条(1)について</p> <p>◇服装</p> <p>①着こなしについては, その場で直させる。(シャツ出し, スカートを折り曲げる, シューズの踵ふみなど)</p> <p>*指導に従わない場合や繰り返す場合には, 家庭と連絡をとる。また, 反省文を書き自己を振り返る場と面接の場を設定する。(担任・生徒指導主事または管理職)</p> <p>②規則以外の服装については, 学校で預かり原則保護者に直接返す。</p> <p>③名札を忘れた場合は, 朝のSHR後職員室で名札を借りる。</p> <p>◇頭髪・眉毛</p> <p>①髪の長さについては, 期日を約束して髪を切らせる。 (担任・生徒指導主事または管理職)</p> <p>②脱色や染色については, 即黒色に染めさせる。また, 一部を極端に刈り込むまたは長くするなど, 担任もしくは生徒指導主事が家庭と連絡をとり, 即切らせる。直すまでは, 別室指導とする。また, 反省文を書き自己を振り返る場と面接の場を設定する。(担任・生徒指導主事・管理職)</p> <p>③眉毛については, 担任もしくは生徒指導主事が家庭と連絡をとり, その日は別室指導とする。その際, 反省文を書き自己を振り返る場と面接の場を設定する。(担任・生徒指導主事または管理職)</p>
--

第3条 持物

(1) 不要物について

- ① マンガ、携帯電話、スマートフォン、タブレット、ゲーム、お菓子などの学校に不要なものは持ってこない。
- ② 不要なお金は持参しない。*何らかの理由により、持参しなければならない場合は、必ず朝の SHR までに担任または部活動の顧問に理由と金額を申し出て、財布または封筒などに入れて預けること。
- ③ 制汗剤、リップクリーム、日焼け止めなどについては、無着色・無香料の物のみ使用してもよい。
- ④ 学校で使用する持ち物（通学鞆や筆箱等）にはキーホルダーなどを付けない。
- ⑤ マスクを着用する場合は感染症対策として原則不織布マスクとする。

【指導・対応】第3条(1)について

◇不要物の持ち込みが判明した場合…その場で物品を学校で預かり、原則、保護者へ返却する。

***①のような、他の生徒への影響力の強いものについては、一定期間預かり、説諭・反省文・奉仕作業などを行い、保護者へ返却する。(担任・部活動顧問・生徒指導主事)**

***①～⑤は、部活動(対外試合・大会を含む)に於いても同様である。**

・預かる場合、一定期間の基本線は一週間とする。しかし、事案によっては延長も在り得る。その際、管理職と生徒指導部で協議の上、決定する。

◆何らかの理由により、学校で認められていないものを持参しなければならない場合は、事前に担任(学校全般に関わる事)または部活動顧問(部活動に関わる事)に理由と持参物を申し出て、確認の上指示に従うこと。

第4条 部活動

(1) 参加体制について

- ① 必ず、いずれかの部に入部し、原則として3年間活動する。
- ② 部員全員で、始まり・終わりには集合し、めあてと振り返りを行う。
【開始時間】5校時の場合(15:05) 6校時の場合(16:05)
【終了時間】夏季時間(17:15) 冬季時間(16:45)
- ③ 毎週水曜日は、原則として部活動休養日とする。ただし、中体連の大会前や行事前については部活動を行い、別日に振り替える。
- ④ 朝練習は、7:30～8:00 まで行ってもよいが、時間を厳守して必ず学校の敷地内で自分の部活動の活動場所で行うこと。
- ⑤ 用事、体調不良等で、部活動に参加できない場合は、必ず顧問の先生に申し出て、帰宅すること。
(怪我などで参加できない場合は、各部活動の活動場所で、決められた服装で見学または活動のサポートをすること。)また、委員会や生徒会、学級・学年などの用事で遅刻や欠席する場合も同様に、所在をはっきりさせること。
- ⑥ 各部で決められた服装で活動すること。また、シャツをハーフパンツまたはジャージの中に入れるなど、着こなしにも気を配ること。(休日・夏休み・冬休み・春休み、大会や遠征等も同様とする。)

(2) 部活動への参加禁止について

・次のような場合、部活動(大会・練習を含む)への参加を禁止する。

- ① 第4章のような特別な指導中または特別な指導を受けた生徒については、部活動顧問と連携し一定期間参加を禁止する。
- ② 授業への参加態度、学習意欲の欠如(宿題などの未提出など)、学校の決まりを守らない、指導に従わないなど、問題行動を繰り返す生徒も同様とする。

【参加禁止期間と対処方法】

*問題行動の程度や繰り返し等の状況により参加禁止期間と対処方法を決定する。

- ① 練習への参加を禁止する。
- ② 練習と大会への参加を禁止する。
- ③ 練習への参加は認めるが、大会への参加は認めない。

***禁止期間中の活動に関しては、第4章の特別な指導の指導・対応に準ずる。**

第5条 その他

- (1) スリッパでの校内移動は校舎内及びコンクリート通路のみ通行しても良い。
- (2) 体育館の使用について
 - ① 体育館では、体育館シューズを着用する。
 - ② 許可なく体育館を使用しない。
- (3) 職員室への出入りについて
 - ① 職員室に入るときは、ノックをし、学年・クラス・名前を名乗り、用件を言う。
 - ② 定期テスト1週間前や成績処理中は入室禁止とする。用件のある場合は入口で言う。
- (4) 他教室（学習室）や特別教室（理科室や技術室など）への出入りは授業への移動を除き、出入りをしない。他教室に用事のある生徒は先生に申し出て入室すること。その際、授業に差し支えないように急いで用事を済ませる。
- (5) クロムブックの使用について
生徒が使用するクロムブックは府中市から貸与されたものである。適切な使用及び保管について以下の項目を守ることとする。
 - ① クロムブックは原則保管庫に入れ、充電して下校をする。授業中での教室保管や持ち帰りの際は専用のケースに入れておく。
 - ② 校内外における学習活動以外での使用（学習活動に関係のない動画視聴や不要なクロムブックの設定変更など）は認めない。
 - ③ クロムブックの使用に当たり、故障や破損が発覚した場合はすぐに教職員に届け出ること。

第3章 校外での生活に関すること

第1条 交通安全

- (1) 交通法規・交通道徳を守り、事故のないように注意する。

第2条 その他

- (1) 刃物・火薬類等危険な物を持つての遊びや、人に迷惑のかかる遊びはしない。
- (2) カラオケボックス・ゲームセンター等の遊技場への出入りは、保護者同伴とする。
- (3) 生徒だけでの夜間外出や友人宅への外泊は原則禁止する。
- (4) 川や池など、危険な箇所では遊ばない。
- (5) パソコン、スマートフォン等の情報端末機器は家庭での使用ルールを定め、情報モラル等を理解した上で十分な配慮の下で使用すること。

第4章 特別な指導に関すること（問題行動への特別な指導）

第1条 特別な指導

次の問題行動を起こした生徒で教育上必要と認められる場合は、保護者を召喚し、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破損
 - ④ 窃盗・万引き
 - ⑤ 性に関する行為
 - ⑥ 薬物等乱用
 - ⑦ 交通違反
 - ⑧ 刃物等所持
 - ⑨ その他法規・法令に違反する行為
- (2) 本校の規則等に違反する行為
 - ① 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持も含む）
 - ② いじめ
 - ③ 不要物持参
 - ④ カンニング
 - ⑤ 家出及び深夜徘徊
 - ⑥ 登校後の無断外出・無断早退
 - ⑦ 指導に従わない指導無視及び暴言等
 - ⑧ 授業妨害
 - ⑨ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第2条 特別な指導のうち、反省指導の内容に関すること

(1) 説諭（原則，担任・生徒指導主事・該当学年部職員）

(2) 学校反省指導（原則，全職員で当たる）

***指導の流れ…①別室指導（反省文等），②奉仕活動，③経過指導**

(3) 今後の生活へ向けての決意や謝罪（原則，担任・生徒指導主事・該当学年部職員）

***問題行動の程度や繰り返し等の状況に応じて，(1)～(3)の内容を設定する。**

【指導・対応】

① 特別な指導（別室反省指導）の期間は，概ね1日から3日とし，その後1週間を経過指導とする。ただし，問題行動の程度や繰り返し等の状況により指導期間を変更することがある。

***経過指導：**朝のSHR前と下校前に，担任または生徒指導主事が面接を行う。内容については，授業や生活全般，部活動などについての1日の目標や振り返り等を行い，自己を見つめる機会を設定する。

***奉仕活動：**生徒指導部が中心となり，担任と連携をとりながら行う。奉仕活動の期間は，概ね1日から5日とする。ただし，問題行動の程度や繰り返し等の状況により指導期間を変更することもある。

② 特別な指導（別室反省指導）の期間中または特別な指導を受けた生徒は，部活動（中体連関連の大会・各種大会・学校が主体となる練習）への参加を一定期間禁止とする。学校行事への参加については別途協議する。

③ 器物破損については，本人の行動に原因がある場合，原則弁償とする。

④ 指導に従わない場合は，家庭に連絡し，即来校していただき，協力を得る。

⑤ 責任の取り方については，十分な指導後，今後の決意や謝罪等を行う。

第3条 関係諸機関への連絡に関すること

(1) 事案によっては学校の指導に留まることなく，警察等の関係諸機関と連携して指導する。

全国各地で，小中学生による痛ましい事件が相次いで発生しています。こうした事件は，どの学校でも発生する危険性があります。このような背景から，国・県からも積極的に専門機関との連携を図るよう通達を受けており，未然防止を図るとともに，専門機関等との連携を密にしていきます。

平成31年4月1日 改定

令和2年4月1日 改定

令和3年4月1日 改定

令和4年4月1日 改定

令和5年4月1日 改定

令和6年4月1日 改定